

決議案第7号

天理市議会議長廣井洋司氏に対する不信任決議案について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年9月27日提出

天理市議会議員	荻原文明
〃	前島敏男
〃	菅野豊盛

天理市議会議長廣井洋司氏に対する不信任決議案

議長は今定例議会に於いて、副議長の議会を代表して行う質問の内容も精査することなく議会運営委員会に提出させ、全体協議会に於いても「私、内容に付いて分かっていない」と自ら議長の職責を否定する発言の上、各議員に諮られ、副議長に許可を出されました。

副議長の議場での質問内容について、「私個人の質問ですが」と言う質問や特定の政党に関する質問も有り到底議会を代表する内容とは思えません。これを許可した議長の責任は重大であります。

また、議会基本条例第 3 章 市民と議会の関係 第 5 条 2「市民、各種団体等との意見交換の場を多様に設けて、議員の政策形成に反映させるものとする。」とあるが市民団体の方から意見交換の申し出を一ヶ月近く放置したことは、市民軽視であり議長の職責の重大さの自覚が無いものと思われます。

次に議会改革推進委員会の委員の決定についても、無党派議員への報告の無いまま委員会が開催され、正副委員長決定がなされたことは議員軽視の何物でもなく、議長の公正指導の原則を無視し、度重なる怠慢により議会運営を混乱させたことは議長として不適切であり、議会基本条例及び天理市議会申し合わせ事項も熟知する事もなく議長としての自覚の欠如としか言いようがありません。この事から議長廣井洋司氏に対し不信任決議を提出致します。

平成 25 年 9 月 27 日

天 理 市 議 会